

# 墨田区プロトタイプ実証実験支援事業費補助金における 人件費の計算手順書

プロトタイプ実証実験支援事業費補助金（以下、「補助事業」という）の開発費に係る直接人件費の算出について、以下のとおり定めて運用する。

なお、本手順書で規定する等級単価一覧表（別表）等は毎年度更新するものとする。

## 1 人件費の対象者

補助事業において直接人件費の対象とすることができるのは、次の要件を満たす者とする。

補助事業における製品・サービスの開発・改良に直接従事する者であること。

開発・改良の例：仕様策定、試作開発、成形加工、検証事務、システム組込、デザイン等

## 2 人件費の算定

### （１）算定式

以下の算定式により計算する。

$$\boxed{\text{人件費単価（円／時間）} \times \text{直接作業時間数}}$$

### （２）人件費単価

人件費単価については、「**3 人件費単価の算出について**」に示す実績単価による算定方法により、事業従事者ごとに算出する。

### （３）直接作業時間数

直接作業時間数については、補助事業における製品・サービスの開発・改良（以下、「補助対象業務」という）に直接従事した者（以下、「補助対象業務従事者」という）の作業時間を指すものとし、「**4 直接作業時間数の記録方法について**」に示す方法により実績を確認する。

### （４）補助対象外となる場合

以下に該当する場合については、補助の対象外とする。

ア 補助対象業務以外の業務に従事した時間における人件費及び補助対象業務と補助対象業務以外の業務が混在する時間における人件費

イ 補助事業の開発・改良に直接的に関係のない業務（例：スケジュール管理、進行管理、関連資料収集、打ち合わせ等）に従事した時間における人件費

ウ 補助対象期間中に支払われた給与の明細等から確認できる支払額を超える額の人件費

エ 出向等により補助事業者が給与を支払っていない者に対する人件費

### 3 人件費単価の算定について

#### (1) 概要

人件費単価は、健保等級単価により算定するか、既存の人件費単価規定や地域別最低賃金を用いるものとする。

#### (2) 【手法1】健保等級単価による算定

等級単価一覧表(別表)に基づく健保等級単価を適用し、下表のとおり取り扱う(役員を除く)。

なお、補助対象期間中に健保等級等に改定があった場合は、その改定月から改定後の等級単価等を適用する。

また、時間内、時間外、休日等の区分を問わず、同一の単価を使用するものとする。

雇用関係	給与	時間単価
健保等級適用者	全て	賞与回数に応じた等級単価一覧表(別表)の区分を選択し、「健保等級」に対応する時間単価を適用
健保等級適用者以外	年俸制	年棒額を12月で除した額(1円未満切捨て)を月額とし、等級単価一覧表(別表)の「月額範囲」に対応する時間単価を適用
	月給制	等級単価一覧表(別表)の「月額範囲」に対応する時間単価を適用
	日給制	等級単価一覧表を適用せず、日給額を所定労働時間で除した単価(1円未満切捨て)を適用
	時給制	等級単価一覧表を適用せず、時給額を適用

#### ア 健保等級適用者

##### (ア)人件費単価

次のいずれかの要件を満たす者は、等級単価一覧表(別表)に該当する等級単価を適用する。

また、健保等適用者に適用する労務費単価は、賞与回数に応じて該当する等級単価一覧表(別表)の区分を使用する。

健康保険料を徴収する事業主と雇用関係にある者

なお、日給制又は時給制での雇用契約者は、健保等級適用者以外の者として取り扱う。

健康保険法による健康保険加入者であり、標準報酬月額保険料額表の健保等級適用者

#### 【例】

- ・報酬月額が200,000円、賞与なしの場合 単価は 1,230円 (労務費単価Aを適用)
- ・報酬月額が300,000円、賞与3回/年の場合 単価は 2,450円 (労務費単価Bを適用)

イ 健保等級適用者以外の者

(ア)人件費単価

健保等級適用者以外の者の人件費単価については、その給与形態に応じて(2)に掲載の表のとおり算定する。

なお、年棒制及び月給制の者に係る年額及び月額算定には、金銭で支給される諸手当を含めることができる(健康保険の標準報酬月額算定に準ずる)。

(イ)通勤手当の取扱い

通勤手当の額が雇用契約書等から確認できる場合に限り、1日当たりの通勤手当を所定労働時間で除して得た額を日給制または時給制の単価に加算することができる。

(ウ)賞与の取扱い(1円未満切捨て)

補助対象期間内に支給される賞与を加算することができる。

なお、健保等級適用者以外については、以下の方法により加算する賞与の額を算出する。

上期：4～9月、下期：10～3月

1か月当たりの所定労働日数：原則「年間所定労働日数÷12」で算出

年棒制又は月給制適用者

年棒に加算できる賞与の額

：年間賞与

月給に加算できる賞与の額

：上期又は下期の賞与÷6月

日給制又は時給制適用者

日給に加算できる賞与の額

：上期又は下期の賞与÷6月÷1か月あたりの所定労働日数

時給に加算できる賞与の額

：上期又は下期の賞与÷6月÷1か月あたりの所定労働日数÷所定労働時間

【例】

・日給額 10,000 円、1日当たりの通勤手当 500 円、1か月当たりの所定労働日数 10 日、所定労働時間 5 時間、6 月に 120,000 円の賞与がある日給制適用者の場合

(算出)

賞与分の加算額：上半期分  $120,000 \div 6 \div 10 = 2,000$  円 (下期は賞与なし)

通勤手当分の加算額： $500 \div 5 = 100$  円

上期の単価： $10,000$  (日給額) +  $2,000$  (上半期賞与加算分) =  $12,000$  円  
 $12,000 \div 5$  (所定労働時間)

+  $100$  (通勤手当加算分) = 2,500 円

下期の単価： $10,000$  (日給額) ÷  $5$  (所定労働時間)

+  $100$  (通勤手当加算分) = 2,100 円

## ウ 役員

役員の人件費単価については、「(3)【手法2】既存の人件費単価規定の適用」または「(4)【手法3】地域別最低賃金の適用」に記載する方法により算定する。

### (3)【手法2】既存の人件費単価規定の適用

補助事業者に、補助金の交付決定のあった日より前の日から公表もしくは実際に複数回使用している人件費単価規程等が存在する場合、同規定等に基づく人件費単価を適用することができる。

### (4)【手法3】地域別最低賃金の適用

補助事業者の事業所が置かれる各都道府県の労働局長が決定する地域別最低賃金額を適用することができる。また、補助対象期間中に地域別最低賃金額の改定があった場合は、発効年月日より改定後の金額を人件費単価とすることができる。

### (5) 提出資料

人件費単価の根拠資料として、下表に記載する資料を提出しなければならない。

	手法1を選択した場合 (役員を除く)		手法2を 選択した 場合	手法3を 選択した 場合	備考
	健保等級 適用者(A)	健保等級 適用者以 外の者(B)			
就業規則及び給与規程(写し)					作成している 場合のみ
給与明細等の給与や報酬の支 払いがわかる書類					
健保等級証明書【人件費様式 2】					
被保険者標準報酬決定通知書					
被保険者標準報酬改定通知書					該当者のみ
給与証明書【人件費様式3】					年俸制又は月 給制適用者の み、ただし給与 明細等で給与 額が確認でき る場合は不要
従事者別人件費単価算出表 【人件費様式4】					

賃金台帳または人件費算出用賃金台帳【人件費様式5】					
従事者毎の雇用に関する契約書					役員は除く
既存の人件費単価が公表もしくは実際に複数回使用されていることがわかる書類					
役員であることがわかる書類					役員のみ

のついた資料を提出すること

#### 4 直接作業時間数の算出方法について

##### (1) 概要

事業実施期間中の作業時間が記録された作業日報（人件費様式6）を整備することにより、時間数を算出する。

##### 【作業日報の記載例】

作業日報

4月	【作業従事者】		【勤務時間管理者】		【業務区分】																						
	所属：産業観光部産業観光課	所属：産業観光部産業観光課	所属：産業観光部産業観光課	役職：課長	A: 補助対象業務 B: 補助対象外業務(自主事業等)	【補助対象業務(A)合計時間】 AB重複時間を除く																					
役職：主事	氏名：墨田 太郎	氏名：隅田 次郎		8 時間																							
日時	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	補助対象業務時間 (AB重複時間を除く)	補助対象業務の作業内容
1																										8 時間 0 分	製品の試作品作成(8時間)
2																										時間 分	(休暇)

##### (2) 記載上の注意点

- ア 作業日報は、補助対象業務に従事した者本人が毎日記載することとし、事実と異なる記載がなされるおそれがないようにすること
- イ 以下の場合、従事した時間に所定時間外労働（残業・休日出勤等）を含むことができる
  - (ア) 業務の内容から平日に所定時間外労働が必要不可欠な場合で、補助事業者が残業手当を支給している場合
  - (イ) 業務の内容から休日出勤が必要である場合で、補助事業者が休日手当を支給している場合（支給していない場合でも、補助事業者が代休を手当てしている場合は同様とする）
- ウ 昼休みや休憩時間は、作業時間から除外すること
- エ 具体的な作業内容が分かるように記載すること
- オ 補助対象業務以外の業務を兼務している場合には、それぞれの従事状況を確認できるように記載すること

カ 個人情報保護の観点から必要がある場合は、適宜マスキング等の処理をすること

(3) 提出資料

直接作業時間数の算定根拠資料として、下表に記載する資料を提出しなければならない。

対象者	提出資料	備考
直接人件費を補助対象とした全ての者	作業日報【人件費様式6】	
	出勤状況が分かる資料	タイムカード、出勤簿等 役員は除く

5 提出資料一覧

資料種別	対象者	提出資料	提出期限
総括資料	全ての補助対象業務従事者	人件費総括表【人件費様式1】	実証実験事業が完了したとき、又は補助金交付決定日が属する会計年度が終了したとき
人件費単価確認資料	「「3 人件費単価の算出について」(5) 提出資料」参照	就業規則及び給与規程(写し)	
		給与明細等の給与や報酬の支払いがわかる書類	
		健保等級証明書【人件費様式2】	
		被保険者標準報酬決定通知書	
		被保険者標準報酬改定通知書	
		給与証明書【人件費様式3】	
		従事者別人件費単価算出表【人件費様式4】	
		賃金台帳または人件費算出用賃金台帳【人件費様式5】	
		従事者毎の雇用に関する契約書	
		既存の人件費単価が公表もしくは実際に複数回使用されていることがわかる書類	
役員であることがわかる書類			
直接作業時間数確認資料	全ての補助対象業務従事者	作業日報【人件費様式6】 出勤状況が分かる資料	

令和6年度のデータが確認でき次第、差替え致します。

等級単価一覧表 令和5年度適用

等級	健康保険適用者			労務費単価(円/時間)		健康等級適用者以外 (年俸制・月給制)		労務費単価 (円/時間)
	報酬月額	報酬月額		A. 賞与なし、年4回以上	B. 賞与1回～3回	月給額範囲		
		以上	～ 未満			以上	～ 未満	
1	58,000		～ 63,000	350	470		～ 83,790	470
2	68,000	63,000	～ 73,000	410	550	83,790	～ 97,090	550
3	78,000	73,000	～ 83,000	480	630	97,090	～ 110,390	630
4	88,000	83,000	～ 93,000	540	720	110,390	～ 123,690	720
5	98,000	93,000	～ 101,000	600	800	123,690	～ 134,330	800
6	104,000	101,000	～ 107,000	640	850	134,330	～ 142,310	850
7	110,000	107,000	～ 114,000	670	900	142,310	～ 151,620	900
8	118,000	114,000	～ 122,000	720	960	151,620	～ 162,260	960
9	126,000	122,000	～ 130,000	770	1,030	162,260	～ 172,900	1,030
10	134,000	130,000	～ 138,000	820	1,090	172,900	～ 183,540	1,090
11	142,000	138,000	～ 148,000	870	1,160	183,540	～ 194,180	1,160
12	150,000	146,000	～ 155,000	920	1,220	194,180	～ 206,150	1,220
13	160,000	155,000	～ 165,000	980	1,310	206,150	～ 219,450	1,310
14	170,000	165,000	～ 175,000	1,040	1,390	219,450	～ 232,750	1,390
15	180,000	175,000	～ 185,000	1,100	1,470	232,750	～ 246,050	1,470
16	190,000	185,000	～ 195,000	1,170	1,550	246,050	～ 259,350	1,550
17	200,000	195,000	～ 210,000	1,230	1,630	259,350	～ 279,300	1,630
18	220,000	210,000	～ 230,000	1,350	1,800	279,300	～ 305,900	1,800
19	240,000	230,000	～ 250,000	1,470	1,960	305,900	～ 332,500	1,960
20	260,000	250,000	～ 270,000	1,600	2,130	332,500	～ 359,100	2,130
21	280,000	270,000	～ 290,000	1,720	2,290	359,100	～ 385,700	2,290
22	300,000	290,000	～ 310,000	1,840	2,450	385,700	～ 412,300	2,450
23	320,000	310,000	～ 330,000	1,970	2,620	412,300	～ 438,900	2,620
24	340,000	330,000	～ 350,000	2,090	2,780	438,900	～ 465,500	2,780
25	360,000	350,000	～ 370,000	2,210	2,950	465,500	～ 492,100	2,950
26	380,000	370,000	～ 395,000	2,340	3,110	492,100	～ 525,350	3,110
27	410,000	395,000	～ 425,000	2,520	3,350	525,350	～ 565,250	3,350
28	440,000	425,000	～ 455,000	2,710	3,600	565,250	～ 605,150	3,600
29	470,000	455,000	～ 485,000	2,890	3,850	605,150	～ 645,050	3,850
30	500,000	485,000	～ 515,000	3,080	4,090	645,050	～ 684,950	4,090
31	530,000	515,000	～ 545,000	3,260	4,340	684,950	～ 724,850	4,340
32	560,000	545,000	～ 575,000	3,450	4,580	724,850	～ 764,750	4,580
33	590,000	575,000	～ 605,000	3,630	4,830	764,750	～ 804,650	4,830
34	620,000	605,000	～ 635,000	3,820	5,080	804,650	～ 844,550	5,080
35	650,000	635,000	～ 665,000	4,000	5,320	844,550	～ 884,450	5,320
36	680,000	665,000	～ 695,000	4,180	5,570	884,450	～ 924,350	5,570
37	710,000	695,000	～ 730,000	4,370	5,810	924,350	～ 970,900	5,810
38	750,000	730,000	～ 770,000	4,620	6,140	970,900	～ 1,024,100	6,140
39	790,000	770,000	～ 810,000	4,860	6,470	1,024,100	～ 1,077,300	6,470
40	830,000	810,000	～ 855,000	5,110	6,800	1,077,300	～ 1,137,150	6,800
41	880,000	855,000	～ 905,000	5,420	7,210	1,137,150	～ 1,203,650	7,210
42	930,000	905,000	～ 955,000	5,730	7,620	1,203,650	～ 1,270,150	7,620
43	980,000	955,000	～ 1,005,000	6,030	8,030	1,270,150	～ 1,336,650	8,030
44	1,030,000	1,005,000	～ 1,055,000	6,340	8,440	1,336,650	～ 1,403,150	8,440
45	1,090,000	1,055,000	～ 1,115,000	6,710	8,930	1,403,150	～ 1,482,950	8,930
46	1,150,000	1,115,000	～ 1,175,000	7,080	9,420	1,482,950	～ 1,562,750	9,420
47	1,210,000	1,175,000	～ 1,235,000	7,450	9,910	1,562,750	～ 1,642,550	9,910
48	1,270,000	1,235,000	～ 1,295,000	7,820	10,400	1,642,550	～ 1,722,350	10,400
49	1,330,000	1,295,000	～ 1,355,000	8,190	10,890	1,722,350	～ 1,802,150	10,890
50	1,390,000	1,355,000	～	8,560	11,390	1,802,150	～	11,390